

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 5 月 9 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2 件
厚生年金保険関係	2 件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1 件
国民年金保険関係	1 件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500357 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600007 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額を 12 万 7,000 円、平成 19 年 8 月 10 日の標準賞与額を 13 万円、同年 12 月 7 日の標準賞与額を 13 万 3,000 円、平成 20 年 8 月 18 日の標準賞与額を 10 万 5,000 円に訂正することが必要である。

訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 18 年 12 月 15 日、平成 19 年 8 月 10 日、同年 12 月 7 日及び平成 20 年 8 月 18 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 12 月
② 平成 19 年 8 月
③ 平成 19 年 12 月
④ 平成 20 年 8 月

請求期間①、②、③及び④については、「給与支給明細書」のとおり、A 社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が確認できない。請求期間の標準賞与額を認め、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①、②、③及び④については、請求者から提出された給与支給明細書の写し及び B 銀行 C 支店が提出した預金取引明細照会 (流動性) によると、請求者は、平成 18 年 12 月 15 日、平成 19 年 8 月 10 日、同年 12 月 7 日及び平成 20 年 8 月 18 日において、A 社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②、③及び④の標準賞与額については、前述の給与支給明細書の写しにより確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、請求期間①は 12 万 7,000 円、請求期間②は 13 万円、請求期間③は 13 万 3,000 円、請求期間④は 10 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、平成18年12月15日、平成19年8月10日、同年12月7日及び平成20年8月18日に支給した賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と陳述しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500236 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600008 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 23 年 4 月 20 日の標準賞与額を 22 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 23 年 4 月 20 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 23 年 4 月 20 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 4 月

年金記録を確認したところ、平成 23 年 4 月に A 社から支払われた賞与が記録されていない。調査の上、請求期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第 3 判断の理由

A 社の破産申立代理人から提出された請求者に係る「給与前払一覧表」及び同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書から判断すると、請求者は、請求期間において、同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、前述の「給与前払一覧表」に記載されている賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、22 万 1,000 円とすることが妥当である。

また、請求期間に係る賞与の支給日については、前述の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書に記載された賞与支給日から、平成 23 年 4 月 20 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は平成 24 年 5 月 23 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500329 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1600004 号

第 1 結論

昭和 44 年 5 月から昭和 53 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 44 年 5 月から昭和 53 年 3 月まで

請求期間の国民年金保険料については、年金事務所から納付を確認できない旨の回答をもらったが、当時は、昭和 48 年 3 月に A 県の大学を卒業後、B 県の実家で両親と同居していたので、母親が私の国民年金の加入手続を集金の方を通じて行い、国民年金保険料は、私が結婚するまで父親が納付していたはずである。

当時、私は国民年金保険料の納付には関与していないし、母親から私の国民年金保険料を特例納付により、納付したと言っていたのを聞いた記憶はあるように思うが確かではない。

調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれていたとする請求者の父親は、国民年金の加入期間において、国民年金保険料を全て納付していることから、その父親の納付意識の高さがうかがえる。

しかしながら、請求者の父親は既に他界し、その証言を得ることはできない上、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与していなかったことから、具体的な納付状況が不明である。

また、請求者が所持している年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の記録から、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 1 月に払い出されていることが推認でき、当該払出時点において、請求期間のうち、昭和 44 年 5 月から昭和 51 年 9 月までの期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続をしてくれたとする母親から、当該期間に係る国民年金保険料について特例納付したことを聞いたと記憶している旨陳述しているが、その母親は高齢のため、当該期間に係る国民年金保険料の特例納付の状況について陳述を得ることができない。

加えて、請求期間は約 9 年と長期間であり、行政機関がこれだけの長期間にわたる事務処理を続けて誤るとは考え難い上、請求者の両親が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。